

第156号議案

公平委員会の委員の選任について

次の者を公平委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 山 口 大 輔

住所

令和5年12月4日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

公平委員会の委員 柴田浩一氏の任期が本年12月31日をもって満了するため、その後任の委員を選任したいが、山口大輔氏を適任者と認め選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

## 地方公務員法

第9条の2第2項 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

第9条の2第10項 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第157号議案

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 有馬 一 郎

住所

氏名 前 田 利 孝

住所

氏名 宮 崎 洋 平

住所

令和5年12月4日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

固定資産評価審査委員会の委員 有馬一郎氏、前田利孝氏及び宮崎洋平氏の任期が本年12月31日をもって満了するため、その後任の委員を選任したいが、有馬一郎氏、前田利孝氏及び宮崎洋平氏を適任者と認め再び選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

## 地方税法

第 4 2 3 条第 3 項 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

第 4 2 3 条第 6 項 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。